

クビアカツヤカミキリ防除業務契約書（案）

埼玉県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
とは、クビアカツヤカミキリ防除業務について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 埼玉県立誠和福祉高等学校内及び旧埼玉県立騎西高等学校内の樹木について、クビアカツヤカミキリによる被害の防止及び拡大防止を図り、良好な教育環境を維持するため、薬剤の樹幹注入、伐採その他必要な防除業務（以下「本業務」という。）を受注者に依頼し、受注者はこれを受託するものとする。

（本業務の対象及び実施方法）

第2条 本業務の対象となる樹木の位置、種類、本数等及び実施方法は別紙1－1「仕様書」、別紙1－2及び別紙1－3「数量内訳書」、別紙1－4及び別紙1－5「樹木位置図」に定めるものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は契約日から令和9年3月19日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、 円とする。（又は免除する。）

2 契約保証金は、契約が全て履行された後に、受注者の請求に基づき還付する。

（業務完了の報告及び検査）

第6条 受注者は、業務を完了したときは、令和9年3月31日までに遅滞なく別紙2「クビアカツヤカミキリ防除業務完了報告書」を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領した日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指定する期間内に補正を行い、再検査を受けなければならない。

（契約金額の支払い）

第7条 受注者は、前条に定める検査に合格したときは、契約金額の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に、受注者に契約金額を支払わなければならない。

（履行期間の延長）

第8条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明示した書面をもって履行期間の延長を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、履行期間を延長することができる。

(違約金)

第9条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約の履行遅滞があったときは、違約金として、遅滞日数に応じ契約金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額を発注者に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、その納付を要しない。

2 発注者の責めに帰すべき理由により、第7条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等禁止)

第10条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第11条 受注者は、本件業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(発注者の催告による契約の解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- 二 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

(発注者の催告によらない契約の解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第10条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- 三 履行期間内に受託した業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- 四 この契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 この契約の債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をし

た目的を達することができないとき。

六 この契約の受託した業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

八 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。

九 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受注者と協議して契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

一 第12条及び前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（前条第1項第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償義務）

第15条 受注者は、第12条及び第13条第1項に定める契約の解除により発注者に損害を与えたとき、又は委託業務の履行に関し、自己の責に帰すべき事由により発注者の管理する建造物、器物等に損害を与えたときは、直ちに原状回復又は損害の賠償をしなければならない。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第16条 この契約に関し、受注者（共同企業体の場合にあっては、その構成員）が、次の各号の一に該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第

1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

五 この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が前項の規定する損害額を超える場合は、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が前2項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第17条 受注者は、受注者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（事業者調査への協力）

第18条 発注者が、この契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第19条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

（定めのない事項等）

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者、受注者協議して定めるものとする。

（特約条項）

第21条 本契約が契約の始期までに締結されない場合において、委託者、受託者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づ

くものとして取り扱う。

(書面による契約の場合《電子契約の場合は削除する》)

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

(電子契約の場合《書面による契約の場合は削除する》)

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者 埼玉県羽生市大字神戸706番地
埼玉県

埼玉県立誠和福祉高等学校長 小林 幹弥

受注者

埼玉県立誠和福祉高等学校及び旧埼玉県立騎西高等学校
クビアカツヤカミキリ防除業務 完了報告書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県立誠和福祉高等学校長

住 所

(法人の場合、所在地)

氏 名

(法人の場合、名称又は商号及び代表者の職・氏名)

上記業務を完了しました。

1 契約期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

2 業務が完了した日

令和 年 月 日

3 業務内容

- ① 対象樹木に対する薬剤の樹幹注入
- ② 対象樹木の伐採
- ③ 発生材（伐採樹木及び薬剤の空き容器等）の搬出处分
- ④ その他の付随する業務

・作業結果は、「作業写真」のとおり。